③

令和９・１０年度

酒　　田　　市

競争入札（見積）参加資格審査申請

（小修繕工事（100 万円以下））

提　出　の　手　引　き

令和８年１１月２日現在

目　次

1	令和９・１０年度の主な変更点・・・・・・	１ページ
2	申請できる方・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
3	参加資格（登録）有効期間・・・・・・・・	２ページ
4	受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
5	受付方法・・・・・・・・・・・・・・・・	２ページ
6	申請内容の公表・・・・・・・・・・・・・	３ページ
7	対象となる契約・・・・・・・・・・・・・	３ページ
8	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	４ページ
9	その他・留意事項・・・・・・・・・・・・	４ページ
10	登録後に変更が生じたとき・・・・・　・・	５ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登載された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する（小修繕工事（100 万円以下））の業務を希望される方は、必ず申請を行ってください。

1　令和９･１０年度の主な変更点

（１）印鑑証明書について

　令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方は、過去に登録されたことがあっても新規登録の扱いとなりますので、原本の提出が必要となります。

2　申請できる方

次に掲げる要件を全て満たす方

（１）酒田市が発注する**【小修繕工事（100 万円以下）】**に係る見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定のいずれにも該当せず、諸税を完納している方

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。
●次のいずれかに該当する場合
・成年被後見人及び被保佐人
・破産者で復権を得ない者
・指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に該当するもの）
●各種納税証明において未納の金額がある場合（ただし「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます）

（２）個人にあっては酒田市内に主たる事業所又は住所を有する方、法人にあっては酒田市内に本店を有する方

（３）下記①から⑥までの全ての要件を満たす方

①酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
②酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
③常時雇用している従業員又は事業所の責任者が常駐していること（「常駐」とは、原則として事業所において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）
④2～3 か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
⑤郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
⑥電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送を除く）

3　参加資格（登録）有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

4　受付期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）まで【当日消印有効】
※令和９年４月１日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。
※提出書類に不備がある場合は、受付期間内に再度提出いただく場合がありますので余裕をもって申請してください。
※**受付期間終了後の随時受付は、令和９年４月中旬から開始の予定です。**

5　受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います（窓口での受付は行いません）。
封筒に「**競争入札（見積）参加申請（小修繕工事（100 万円以下））**」と記入の上、下記宛先ま

でお送りください。

【宛先・問合せ先】
〒998－8540　山形県酒田市本町二丁目２番４５号
（個別番号）　酒田市総務部契約検査課（市役所２階）
電　話　0234-26-5708（直通）
ＦＡＸ　0234-26-5738

☆この申請のほかに「測量・建設コンサルタント等」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、<u>それぞれ申請ごとに郵送してください。</u>
☆受理証の発行を希望される方は、必ず宛先を記入し、110 円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。
☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので、申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

6 申請内容の公表

社名又は名称、住所、電話番号を取りまとめた酒田市競争入札（見積）参加者登録簿を本市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上、申請してください。

7 対象となる契約

内容が軽易で、履行が容易な契約予定金額が税込 100 万円以下の契約で、次のとおりです。

区　　分	修　繕　内　容
建 築 関 係	① 大工 ② 左官・石 ③ 屋根・板金 ④ 塗装 ⑤ 内外装（床材・壁材・天井材など） ⑥ ガラス ⑦ 建具（障子・ふすま・網戸・サッシ・シャッターなど） ⑧ その他（畳・棚・家具・カーテン・その他建築物の修繕）
設 備 関 係	① 給排水衛生設備・給湯設備・ｶﾞｽ設備 ② 空気調和設備（冷暖房・ボイラーなど） ③ 電気設備（配線・照明器具・スイッチ・コンセント類） ④ その他（機械器具設置・電気通信設備・消防設備・その他設備の修繕）
土 木 関 係	① 土工、舗装、フェンスなど
そ　の　他	上記以外

8 提出書類

（1）チェックリスト

（2）酒田市小修繕工事契約希望者登録申請書

（3）納税証明書（原本又は写し）

書　類　名	説　明
法人税（法人）申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その３の３ 個人：その３の２
市税の納税証明書 （市内業者のみ）	○法人（市役所で発行） 最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの） ○個人（市役所で発行） 令和７年度の納税証明書 令和９年４月中旬からの随時受付については、申請時点での最新年度の納税証明書をお願いします。

（4）資格・免許等の写し

登録を希望する業種を施工するために必要な資格または免許等の写し

（5）身分を証する書類

① 法人・・・登記事項証明書（原本又は写し）

② 個人・・・身分証明書（原本又は写し）

（6）印鑑証明書（原本）（新規登録又は代表者印が変更になった場合、若しくは令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方）

（7）使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する方）

（8）暴力団排除に関する誓約書

（9）資本関係・人的関係調書

(10) 誓約書（※添付書類あり）

以上の書類を番号順にＡ４−Ｓ判（縦型）フラットファイルに綴り、表紙と背表紙に商号又は名称を記入の上、１部提出してください（色指定なし。金具のないもの）。

申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

ＵＲＬ　https://www.city.sakata.lg.jp/

（「入札・契約」の「入札・契約に関するお知らせ」の『入札参加』にあります。）

9 その他･留意事項

（1）酒田市契約検査課からの依頼・通知文等全てにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします。

（2）「建設工事」との重複の申請は出来ません。

（3）提出書類の押印は、指定がない限り代表者印（実印）で押印してください。

（4）各種証明書は、申請日から遡って３か月以内に発行したものを提出してください。

（5）申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

（6）登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

（7）申請された情報について情報公開の請求があったときは、酒田市情報公開条例等に基づいて公開する場合があります。

１０　登録後変更が生じたとき

登録事項の変更が必要になります。速やかに競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届を提出してください。変更内容により提出書類が変わります。変更届提出書類一覧に従い、添付書類を変更届に添付してください。

受付	審査	入力	入力 チェック

チェックリスト（小修繕工事（100万円以下））

商号又は名称	担当者（氏名）	申請日	連絡先（TEL）	申請者チェック	受付用

チェックリスト【申請書類の一番上にし、ファイルに綴じる】			□	□
返信用封筒の有無（受理証を希望する場合）			□	□
希望業種			□	□
	区　　分	修　　繕　　内　　容		
	建築関係	① 大工 ② 左官・石 ③ 屋根・板金 ④ 塗装 ⑤ 内外装（床材・壁材・天井材など） ⑥ ガラス ⑦ 建具（障子・ふすま・網戸・サッシ・シャッターなど） ⑧ その他（畳・棚・家具・カーテン・その他建築物の修繕）		
	設備関係	① 給排水衛生設備・給湯設備・ガス設備 ② 空気調和設備（冷暖房・ボイラーなど） ③ 電気設備（配線・照明器具・スイッチ・コンセント類） ④ その他（機械器具設置・電気通信設備・消防設備・その他設備の修繕）		
	土木関係	① 土工、舗装、フェンスなど		
	その他	上記以外		
市内業者			□	□
酒田市小修繕工事契約希望者登録申請書			□	□
資格・免許等の写し（資格等が必要な者）			□	□
納税証明書（写し可）（申請日から３か月以内） 未納がある場合は登録不可 法人：法人税及び消費税・地方消費税の納税証明書　その３の３ 市税の納税証明書（市内業者） 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 猶予を受けていることを確認できる書類を提出してください。 個人：申告所得税及び消費税・地方消費税の納税証明書　その３の２ 市税の納税証明書（市内業者） 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 猶予を受けていることを確認できる書類を提出してください。			□	□
身分を証する書類　（申請日から３か月以内）			□	□
印鑑証明書（原本）（新規登録又は代表者印変更の場合、若しくは令和７・８年度競争入札（見積）参加者登録簿に登載されていない方）			□	□
使用印鑑届（委任又は実印以外を使用）			□	□
暴力団排除に関する誓約書			□	□
資本関係・人的関係調書（市内業者）			□	□
資本関係・人的関係調書添付書類（市内業者　該当がある場合）			□	□
誓約書（市内業者）			□	□
誓約書添付書類（市内業者）			□	□

キリトリ

令和9・10年度競争入札（見積）参加資格審査申請書　受理証
（小修繕工事（100万円以下））

有効期間：令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

※令和9年4月中旬以降の受理の場合は、右記受理日から令和11年3月31日まで

酒田市小修繕工事契約希望者登録申請書

年　　月　　日

酒田市長　宛

酒田市が発注する小修繕工事について、契約希望者の登録を申請します。

住　　所	〒　　―
フ リ ガ ナ	
商号又は名称	
フ リ ガ ナ	
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	㊞
電 話 番 号	
Ｆ Ａ Ｘ 番 号	
メールアドレス	

希望業種　（３業種以内）

番号	登録希望業種		許可・免許を有する場合、その種類・名称等	営業年数
	区　分	修繕内容		
1				年
2				年
3				年

記載例

酒田市小修繕工事契約希望者登録申請書

申請日　令和　６年１２月　２日

酒田市長　宛

酒田市が発注する小修繕工事について、契約希望者の登録を申請します。

住　　所	〒９９８―００４３ 酒田市本町二丁目２番４６号
フ　リ　ガ　ナ	サカタケンセツカブシキカイシャ
商号又は名称	酒田建設株式会社
フ　リ　ガ　ナ	ダイヒョウトリシマリヤク　サカタ　タロウ
代　表　者　の 役　職　・　氏　名	代表取締役　酒田　太郎　㊞（実印）
電　話　番　号	０２３４－２６－５７０８
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０２３４－２６－６４８２
メールアドレス	○○@××.ne.jp

希望業種　（３業種以内）

番号	登録希望業種		許可・免許を有する場合、その種類・名称等	営業年数
	区　分	修　繕　内　容		
1	建築関係	① 大工	二級建築施工管理技士	２０年
2	建築関係	⑤ 内外装		２０年
3	設備関係	② 空気調和設備		８年

使 用 印 鑑 届

使用印

※「角印・社印」不可

上記の印鑑は、入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用いたしますのでお届いたします。

年　　月　　日

酒田市長　宛

申請者　住所・所在地 〒

名 称 ・ 商 号

代表者職氏名

代表者印

実印を押印
してください

記載例

使用印鑑届

使用印

見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印を押印する。

※「角印・社印」不可

上記の印鑑は、入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用いたしますのでお届いたします。

申請日

令和８年　１２月　　１日

酒田市長　宛

〇番〇号まで正しく記入する。

申請者　住所・所在地　〒９９８－００４３
酒田市本町二丁目２番４６号

名称・商号　酒田建設株式会社

代表者職氏名　代表取締役　酒田　太郎

代表者印

実印を押印してください

暴力団排除に関する誓約書

年　　月　　日

酒田市長　宛

住所・所在地

名称・商号

代表者職氏名　　㊞

当社（私）は、

１　下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。

２　酒田市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材・原材料及び物品の購入契約並びにその他契約）を締結することはしません。

３　下記の該当の有無を確認するために、酒田市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名並びに競争入札（見積）参加資格審査申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることに同意します。

４　暴力団の不当な要求には応じません。また、酒田市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「１１０番通報等」）するとともに、酒田市に報告します。

５　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

○　役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（酒田市暴力団排除条例（平成２４年３月１９日条例第１０号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（酒田市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

○　暴力団（酒田市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していること。

○　役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。

○　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

○　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

記 載 例

暴力団排除に関する誓約書

申請日　令和　８年　１２月　１日

酒田市長　宛

住所・所在地　〒９９８－００４３
酒田市本町二丁目２番４６号

名 称 ・ 商 号　酒田建設株式会社

代表者職氏名　代表取締役　酒田　太郎　㊞

実印

当社（私）は、

１　下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。

２　酒田市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材・原材料及び物品の購入契約並びにその他契約）を締結することはしません。

３　下記の該当の有無を確認するために、酒田市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名並びに競争入札（見積）参加資格審査申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることに同意します。

４　暴力団の不当な要求には応じません。また、酒田市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「１１０番通報等」）するとともに、酒田市に報告します。

５　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

○　役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（酒田市暴力団排除条例（平成２４年３月１９日条例第１０号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（酒田市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

○　暴力団（酒田市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していること。

○　役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。

○　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

○　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

資本関係・人的関係調書

年　　月　　日

酒田市長　宛

申請者　住所・所在地 〒

名 称 ・ 商 号

代表者職氏名

当社と資本関係又は人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

（１）資本関係・人的関係の有無　　あり　　・　　なし　（どちらかに○印）

（２）資本関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

①　会社法第２条第４号の２の規定による親会社

商号又は名称	所在地

②　会社法第２条第３号の２の規定による子会社

商号又は名称	所在地

③　①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く。）

商号又は名称	所在地

（３）人的関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

役員の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

（４）その他（（２）・（３）と同視しうる資本関係又は人的関係。（組合（JVを含む）と組合員党）（該当がない場合は該当なしと記載すること）

商号又は名称	所在地

（５）添付書類

上記（２）に該当がある場合

・法人税申告書別表２「同族関係者等の判定に関する明細書」の写し、又は会社法（平成１７年法律第８６号）第１２１条に規定する株主名簿（出資率上位５者）

上記（３）に該当がある場合　・登記事項証明書の写し

上記（４）に該当がある場合　・組合等の規約及び名簿

※（１）で「なし」に○印を記入した場合は、（２）（３）（４）の欄に記入する必要はありません。

記 載 例

資本関係・人的関係調書

申請日　令和８年　１２月　　１日

酒田市長　　宛

申請者　住所・所在地　〒９９８－００４３
酒田市本町二丁目２番４６号

○番○号まで正しく記入する。

名 称 ・ 商 号　酒田建設株式会社

代表者職氏名　代表取締役　酒田　太郎

当社と資本関係又は人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

（１）資本関係・人的関係の有無　　あり　・　なし　（どちらかに○印）

（２）資本関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

①　会社法第２条第４号の２の規定による親会社

商号又は名称	所在地
	該当なし

②　会社法第２条第３号の２の規定による子会社

商号又は名称	所在地
	該当なし

③　①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く。）

商号又は名称	所在地
	該当なし

（３）人的関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

役員の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
取締役	八幡　花子	株式会社○○○○	代表取締役
取締役	松山　次郎	◇◇◇◇株式会社	取締役

（４）その他（（１）・（２）と同視しうる資本関係又は人的関係。（組合（JVを含む）と組合員党）（該当がない場合は該当なしと記載すること）

商号又は名称	所在地
	該当なし

（５）添付書類

上記（２）に該当がある場合

・法人税申告書別表２「同族関係者等の判定に関する明細書」の写し、又は会社法（平成１７年法律第８６号）第１２１条に規定する株主名簿（出資率上位５者）

上記（３）に該当がある場合　・登記事項証明書の写し

上記（４）に該当がある場合　・組合等の規約及び名簿

※（１）で「なし」に○印を記入した場合は、（２）（３）（４）の欄に記入する必要はありません。

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札に参加することについて、公正な入札が阻害される恐れがあるため、以下の制限基準に該当する場合は同一の一般競争入札に参加することができません。

制　限　基　準

①会社法上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士
②会社法上の「親会社」が同じ「子会社」同士
③一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼任している場合
④契約締結権者が同一人物
⑤単体企業とその単体企業を構成員に含む組合

親会社とは

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第２条第４号）

子会社とは

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第２条第３号）

役員とは

・株式会社の取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあっては執行役）
・持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
・組合の理事またはこれらに準ずる者
・会社更生法第67条第１項または民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人
・委員会等設置会社における執行役または代表執行役
※監査役、執行役員は、役員等に該当しません。

○親会社と子会社の関係

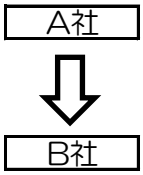

B社の議決権の過半数

・A社は、B社の「親会社」
・B社は、A社の「子会社」

届出者	親会社	子会社
A社	―	B社
B社	A社	―

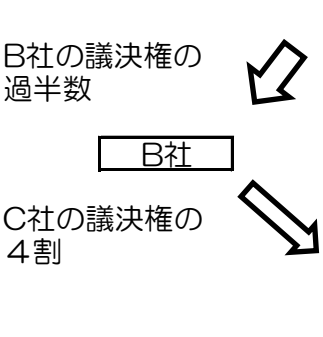

B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。
⇒A社は、B社及びC社の経営を支配している。

届出者	親会社	子会社
A社	―	B社、C社
B社	A社	―
C社	A社	―

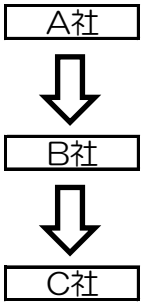

B社の議決権の過半数

C社の議決権の過半数

B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。
⇒A社は、B社及びC社の経営を支配している。

届出者	親会社	子会社
A社	―	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	―

○親会社を同じくする子会社同士の関係

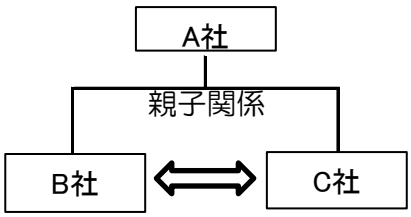

B社とC社は、親会社を同じくする子会社同士

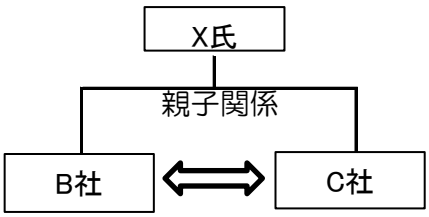

B社とC社は、同一の者に経営を支配される子会社同士

届出者	親会社	子会社
A社	―	B社、C社
X氏	―	B社、C社
B社	A社又はX氏	―
C社	A社又はX氏	―

○役員の兼任

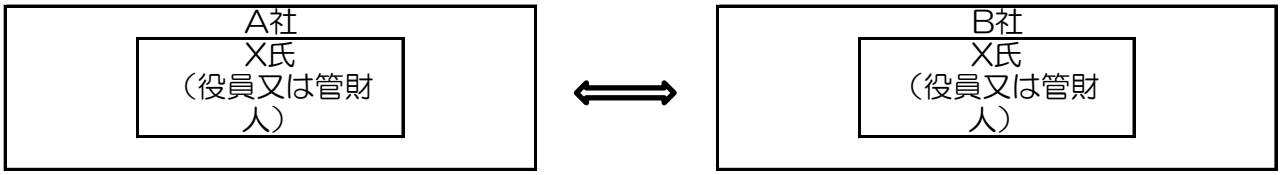

X氏が役員を兼任、X氏が役員と管財人を兼任又はX氏が管財人を兼任
※一方が民事再生手続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

届出者	役員	兼任先
A社	X氏	B社
B社	X氏	A社

○契約締結権者が同一人物

例えば、「○○建設株式会社△△支店」と「××土木株式会社□□営業所」が入札参加有資格者として登録されており、「○○建設株式会社」の契約締結権者である△△支店長と「××土木株式会社」の契約締結権者である□□営業所所長が同一人物である場合、「○○建設株式会社」と「××土木株式会社」は同一入札に参加できません。

○組合とその構成員等

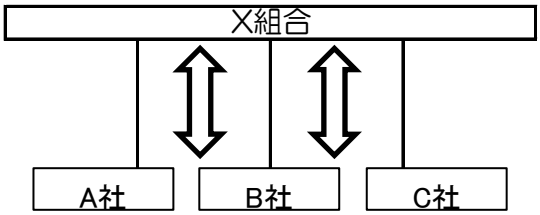

組合（JVを含む）については、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

届出者	親会社	子会社
A社、B社、C社	X組合	―

○共同企業体（JV）の構成員同士が各基準に該当

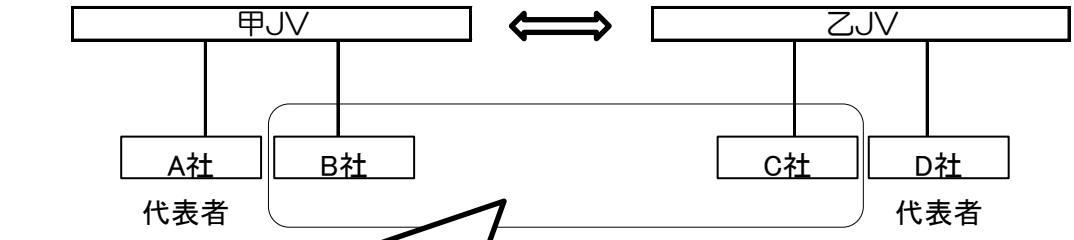

資本関係・人的関係の各基準に該当
・親会社と子会社
・親会社を同じくする子会社同士

JVについては、代表者かどうかにかかわらず、構成員同士が資本関係・人的関係の各基準に該当する場合は、同一入札に参加することができません。

誓　約　書

年　　月　　日

酒田市長　　宛

申請者　住所・所在地 〒

名 称 ・ 商 号

代表者職氏名

代表者印
実印を押印
してください

競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出にあたり、酒田市内に下記の条件を全て満たす本社・営業所等を有することを誓約します。

つきましては、酒田市が実施する聴取り及び実態調査について、全面的に協力することを誓約いたします。

もし、申請に偽りがあった場合又は調査に協力しない場合は、市外業者に変更されることを了承することを併せて誓約いたします。

記

１ 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）

２ 酒田市における納期限到来の市税を完納していること

３ 酒田市に事務所を所有又は賃貸借等により借用していること

４ 常時雇用している従業員又は事業所の責任者が常駐していること
（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）

５ 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること

６ 事務所あてに郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）

７ 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

添付書類（①と②両方提出すること）
①市内事業所写真（全景・看板・内部）を【市内事業所台紙】に貼付ください。（撮影日から１か月以内のもの）
②固定資産税・都市計画税納税通知書(課税資産の明細箇所を含む）（写し）、賃貸借契約書（賃貸借期間がR9.4.1以降に及ぶもの。写し）、建物の登記事項証明書（写し）などいずれか市内に営業本拠があることを証明できるもの。

【市内事業所写真台紙】

市内事業所写真

看板など会社名が確認できる事業所全体の外観写真を貼付してください。

事業所等外観

事業所内部（事務用品や什器類の判別ができるもの）の写真を貼付してください。

事業所内部

記載例

誓　約　書

申請日　令和８年　１２月　　１日

酒田市長　　宛

○番○号まで正しく記入する。

申請者　住所・所在地　〒９９８－００４３
酒田市本町二丁目２番４６号

名　称　・　商　号　酒田建設株式会社

代表者職氏名　代表取締役　酒田　太郎

代表者印
実印を押印してください

競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出にあたり、酒田市内に下記の条件を全て満たす本社・営業所等を有することを誓約します。

つきましては、酒田市が実施する聴取り及び実態調査について、全面的に協力することを誓約いたします。

もし、申請に偽りがあった場合又は調査に協力しない場合は、市外業者に変更されることを了承することを併せて誓約いたします。

記

１ 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）

２ 酒田市における納期限到来の市税を完納していること

３ 酒田市に事務所を所有又は賃貸借等により借用していること

４ 常時雇用している従業員又は事業所の責任者が常駐していること
（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していることです。）

５ ２～３か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること

６ 事務所あてに郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）

７ 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

添付書類（①と②両方提出すること）
①市内事業所写真（全景・看板・内部）を【市内事業所台紙】に貼付ください。（撮影日から１か月以内のもの）
②固定資産税・都市計画税納税通知書(課税資産の明細箇所を含む)（写し）、賃貸借契約書（賃貸借期間がR9.4.1以降に及ぶもの。写し）、建物の登記事項証明書（写し）などいずれか市内に営業本拠があることを証明できるもの。

【市内事業所写真台紙】

市内事業所写真

看板など会社名が確認できる事業所全体の外観写真を貼付してください。

事業所等外観

事業所内部（事務用品や什器類の判別ができるもの）の写真を貼付してください。

事業所内部

競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届(小修繕工事)

年　　月　　日

酒田市長　宛

住所・所在地
名 称・商 号
代表者職氏名　　㊞

競争入札（見積）参加資格審査申請事項の記載事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届けます。

記

１ 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

２ 変更事項に係る添付書類

記 載 例

競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届（小修繕工事）

令和　８年１２月　１日

酒田市長　宛

住所・所在地　酒田市本町二丁目２番４６号
名　称・商　号　酒田建設株式会社
代表者職氏名　代表取締役　酒田　太郎　㊞

実印

競争入札（見積）参加資格審査申請事項の記載事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届けます。

記

１　変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の役職氏名	代表取締役　酒田　一郎	代表取締役　酒田　太郎	令和８年１１月１日
使用印鑑	㊞	㊞	令和８年１１月１日

２　変更事項に係る添付書類

提出書類一覧に従い、必要な添付書類を記載

委任状、登記簿謄本の写し、使用印鑑届

変更届提出書類一覧

（1）法人の場合

変更事項	提出書類					
	変更届	使用印鑑届	登記簿謄本（原本又は写し）	印鑑証明書（原本）		
名称・商号	○		○	○		
住所・所在地	○		○			
代表者の役職氏名	○		○			
代表者印	○			○		
使用印鑑	○	○（実印以外を使用する場合）				
電話・FAX メールアドレス	○					
資格・免許等の写し	○	許可証、免許の写しの写し				

注：○印及び表に記載の書類を提出してください。

（2）個人の場合

変更事項	提出書類					
	変更届	使用印鑑届	暴力団排除に関する誓約書	身分証明書（原本又は写し）	印鑑証明書（原本）	納税証明書※（原本又は写し）
代表者	○	○（実印以外を使用する場合）	○	○	○	○
代表者印	○				○	
その他の事項	○	法人の場合に準ずる				

注：○印及び表に記載の書類を提出してください。

※：申告所得税及び消費税・地方消費税の納税証明書（様式その3の2）及び酒田市税納税証明書